

西宮市学校給食費に関する要綱

- 沿革 平成25年6月1日 [1]
平成26年4月1日 [2]
平成29年12月1日 [3]
令和5年3月31日 [4]

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市学校給食費条例（平成24年西宮市条例第35号。以下「条例」という。）及び西宮市学校給食費条例施行規則（平成24年西宮市規則第46号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。[2]

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則の例による。

(給食費の徴収額)

第3条 給食費は、規則第4条第1項第1号又は第2号に規定する額に、1月当たりの学校給食が実施された回数に乗じて得た額を月額として徴収する。[2]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定により算定された額から、当該各号に定める額を控除した額を給食費の月額として徴収する。
[1] [2] [4]

(1) 食物アレルギー等の理由により、規則別表に掲げる区分の学校給食について、保護者から継続的に提供を希望しない旨の申出があった場合であって、市長が当該申出を認めたとき 当該区分の学校給食に要する費用に相当する額に1月当たりの当該区分の学校給食が提供されなかった回数（市長が認めた回数に限る。）を乗じて得た額

(2) 児童又は生徒の病気等の理由により、保護者から一定の期間学校給食の提供を希望しない旨の申出があった場合であって、市長が当該申出を認めたとき 規則第4条第1項第1号又は第2号に定める1食当たりの給食費の額に1月当たりの学校給食が提供されなかった回数（市長が認めた回数に限る。）を乗じて得た額

(3) その他市長が特に必要と認めた場合 市長が認めた額

(給食費の控除等)

第4条 規則第4条第2項第1号の規定により給食費の控除を受けようとする者は、必要書類を添えて西宮市学校給食費控除申請書を市長に提出しなければならない。[2] [4]

(給食費の決定及び通知)

第5条 市長は、給食費の額を決定又は変更したときは、保護者等に西宮市学校給食費納入額決定通知書、変更額決定通知書及び精算額決定通知書により通知するものとする。

(給食費の納付方法等)

第6条 保護者等が給食費を口座振替による納付を希望する場合は、保護者等は、西宮市学校給食費等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）を取扱金融機関等に提出し、当該金融機関を通じて西宮市学校給食費等口座振替依頼書（自動払込受付通知書）を市長に提出する。

2 前項の規定により、口座振替をする場合は、規則第5条に規定する納付期限の日に振替を行うこととし、口座振替不能の場合は1月4日を除く翌月4日、18日又は、翌々月4日に再振替を行うこととする。また、当該日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日とする。

3 第1項の規定によらない給食費の徴収は、納付書を保護者等に送付するものとする。
（生活保護費からの給食費の徴収等） [1]

第7条 保護者等（当該保護者等に係る児童又は生徒について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助（学校給食に係るものに限る。）が行われている者に限る。この条において同じ。）が西宮市福祉事務所から生活保護制度の適用を受けている期間の給食費の徴収は、生活保護費からの振替によるものとする。 [1] [2] [4]

2 保護者等が1月の途中で生活保護制度の適用を受けない期間がある場合、当該期間の給食費は保護者等から徴収する。 [1] [2] [4]

3 保護者等が過去に遡って生活保護の開始の決定を受けた場合、及び開始の決定が過年度に遡る場合、既に保護者等から納入された当該年度分及び当該過年度分の給食費は、当該保護者等に還付する。 [1] [2]

4 保護者等が過去に遡って生活保護の廃止又は停止等の決定を受けた場合、第1項の規定により納付された給食費を西宮市福祉事務所の長に返納するとともに、すみやかに当該保護者等に当該給食費を請求する。 [1] [4]
（就学奨励金からの給食費の徴収等） [1]

第8条 保護者等が就学奨励金制度の適用を受けている場合の給食費の徴収は、西宮市就学奨励金規則（平成20年西宮市教育委員会規則第10号）に基づき西宮市教育委員会と協議の上、就学奨励金からの振替によるものとする。 [1] [2] [4]

2 保護者等が1月の途中で就学奨励金制度の適用を受けない期間がある場合、当該期間の給食費は保護者等から徴収する。 [1] [2] [4]

3 保護者等が過去に遡って就学奨励金の給付の決定を受けた場合、及び開始の決定が過年度に遡る場合、既に保護者等から納入された当該年度分及び当該過年度分の給食費は、当該保護者等に還付する。 [1] [2]

4 保護者等が過去に遡って就学奨励金の廃止の決定を受けた場合、第1項の規定により納付された給食費を西宮市教育長に返納するとともに、すみやかに当該保護者等に当該給食費を請求する。 [1]
（給食費の充当）

第9条 納付された給食費に過納又は誤納のあるときは、その過誤納額を当該保護者等の未納の給食費に充当するものとする。ただし、第7条及び第8条の規定により納付された給食費を除く。〔1〕〔2〕〔4〕

2 市長は、前項により充当する場合は、西宮市学校給食費充当通知書により保護者等に通知するものとする。〔1〕

(給食費の還付等) 〔1〕

第10条 納付された給食費に過納又は誤納のあるときで、前条に規定する充当すべき給食費がない場合は、給食費を還付する。ただし、第7条及び第8条の規定により納付された給食費に過納等のあるときは、西宮市福祉事務所の長又は西宮市教育長へ返納する。〔1〕〔2〕〔4〕

2 前項の事由が生じた場合は、西宮市学校給食費還付通知書により保護者等に通知するものとする。〔1〕

3 気象警報の発表又は感染症対策等により学校給食の全部中止(変更)又は一部中止(変更)をした場合は、給食費を還付しないものとする。〔1〕

(給食費の減免)

第11条 規則第6条による給食費の減額及び免除の基準は次のとおりとする。〔1〕〔2〕〔4〕

(1) 災害、火事、事故等で一時的に給食費を納付する資力を失った場合で、生活保護制度及び就学奨励金制度の適用を受けられないとき。

(2) その他市長が特に必要であると認めたとき。

2 給食費の減免を受けようとする者は、必要書類を添えて西宮市学校給食費減免申請書を市長に提出しなければならない。〔1〕

3 市長は、前項により申請のあった減免について、審査し減免を決定した場合は、西宮市学校給食費減免決定通知書により保護者等に通知するものとする。〔1〕

(督促等)

第12条 市長は、規則第5条に定める納付期限までに納付がなく、また、その後の再振替等による納付もない場合、保護者等に対して督促状により督促を行うものとする。〔1〕〔2〕〔4〕

2 前項の規定によっても給食費を納付しない場合、保護者等に対して催告書により催告を行うものとする。〔1〕

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に市長が定めるものとする。〔1〕

(児童生徒以外の負担する給食費)

第13条 児童及び生徒以外の者に実施した学校給食の給食費は、当該学校給食の実施を受けた者が負担する。〔1〕〔2〕〔3〕〔4〕

2 児童及び生徒以外の者が負担すべき給食費については、規則第4条第1項の規定を準用し、その納付については、規則第5条第1項の規定を準用する。〔1〕

3 児童及び生徒以外の者が負担すべき給食費の徴収については、この要綱の規定を準用する。ただし、第3条第2項、第4条及び第11条を除く。〔1〕〔2〕〔4〕

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に市長が定める。〔1〕〔2〕〔3〕〔4〕

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。〔1〕

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。〔2〕

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。〔3〕

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。〔4〕